

指導監査等の概要及び スケジュールについて

令和5年5月12日

指導監査等の概要について

▼指導監査等の種別(3分類)

(1)施設監査・立入調査(各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査)

施設・事業	根拠法	監査指針	実施主体
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について (平成27年12月7日付三府省通知)	市
幼稚園 (幼稚園型認定こども園を含む)	学校教育法	従前の取り扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断	県
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	児童福祉法	児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日厚生省通知)	市
家庭的保育事業等 (小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型)	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について (平成27年12月24日厚労省通知)	市
認可外保育施設	児童福祉法	認可外保育施設に対する指導監督の実施について (令和3年3月22日厚労省通知)	市

※幼保連携型以外の認定こども園は、認定こども園としての認定基準の遵守状況を実地調査等で確認。

(2)検査(各施設設置者及び事業者に対する業務管理体制の整備に関する検査)

施設・事業	根拠法	監査指針
特定教育・保育施設設置者 特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定・教育保育の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について(平成28年2月15日付内閣府通知)

指導監査等の概要について

(3) 確認監査(各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査)

①集団指導

主に、新たに(概ね1年以内に)確認を受けた特定教育・保育施設等、特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、講習等による方法で実施

②実地指導

主に、すべての特定教育・保育施設等、特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、施設で実施

※実地指導中、著しい運営基準違反が確認され、利用児童の生命、安全等に危害を及ぼす場合、

給付費等の請求に不正等がある場合には、監査へ変更。

施設・事業	根拠法	監査指針
特定教育・保育施設 特定地域型保育事業者	子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定・教育保育施設等の指導監査について (平成27年12月7日付三府省通知)
特定子ども・子育て支援施設等	子ども・子育て支援法	特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について (令和元年11月27日三府省通知)

～参考～

【特定教育・保育施設】

施設型給付(保育所は委託費)を受ける施設(=認定こども園、保育所、新制度の幼稚園)

【特定地域型保育事業者】

地域型保育給付を受ける事業者(=小規模保育事業、事業所内保育事業)

【特定子ども・子育て支援施設等】

施設等利用給付を受ける施設又は事業(=認可外保育施設、新制度未移行幼稚園、認定こども園・幼稚園などで行う預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業等)

【参照条文】子ども・子育て支援法第7条第4項～第10項並びに第27条第1項、第29条第1項、第30条の11第1項

2

指導監査等の概要について

▼施設別の指導監査等及び担当課

施設・事業	施設監査・立入調査		検査(※3)	確認監査
	労務・会計関係	設備基準等		
幼保連携型認定こども園	保健福祉政策課 (※1)	保育・幼稚園課		
幼稚園(私学助成園を除く) (幼稚園型認定こども園を含む)				
保育所 (保育所型認定こども園を含む)	保健福祉政策課 (保育所型認定こども園※1)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課
家庭的保育事業等 (小規模・事業所内・家庭的・居宅訪問型)	保育・幼稚園課	保育・幼稚園課		
地方裁量型認定こども園(※2)	保育・幼稚園課 (※1)	保育・幼稚園課		
特定子ども・子育て支援施設等	保育・幼稚園課 (※4)	保育・幼稚園課 (※4)		

※1: 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について、公認会計士又は監査法人の監査(=外部監査)を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については省略することができる。

※2: 地方裁量型認定こども園は、認可外保育施設の位置づけであるため、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日厚労省通知)」に基づき施設監査(=立入調査)を実施する。

※3: 子ども・子育て支援法第55条第2項の規定により松山市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者のみ検査の対象となる。

※4: 立入調査の対象となる認可外保育施設のみ。

3

指導監査等の概要について

～指導監査等の負担軽減及び効果的な実施に向けた方針～

①各法令等に基づき複数の指導監査等が行われるが、実施主体や監査事項に同様の内容が見受けられるため、(1)～(3)の指導監査等を各担当課が同時に行う。その際は、提出された事前提出資料を基に実施する。

②幼稚園又は認定こども園の設置者が当該園の運営に係る会計について外部監査を受けている場合は、軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、市が実施する会計監査を省略する。

※私立幼稚園については、県が行う施設監査と日程調整を行う。また、建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを十分尊重する。

※幼保連携型認定こども園も、従来から建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開してきた経緯を踏まえた対応を行う。

～指導監査等の流れ～

- ①監査実施1か月前に監査実施通知(施設監査、確認監査、検査の内容を合同で通知)を発出。
(日時については、各施設及び事業者の都合に応じて変更対応可)
- ②監査実施1週間前までに、事前提出書類等の必要書類を提出。
- ③事前提出書類等にて、内容を確認した上で、指導監査班(施設種別に応じて各担当課合同)を編成し、実地にて書類等を基に、重点事項を特に確認。
- ④監査(実地指導)後に講評を行い、状況に応じて各指導(文書指導、口頭指導)や助言を実施。
- ⑤監査(実地指導)結果の通知を発出。
- ⑥監査結果の公表(実施件数や指導等の件数)

4

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼特定子ども・子育て支援施設等に対する確認監査

子ども・子育て支援法に基づき、無償化の対象施設・事業である特定子ども・子育て支援施設等に対して、市が「確認監査」を実施します。

(1)目的

運営基準を順守させることにより、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保する。

(2)実施方針

運営基準の周知徹底及び施設等利用費の支給における過誤・不正の防止

(3)実施方法等

実施方法	対象等	根拠法 (子ども・子育て支援法)
指導	・確認の公示後、概ね1年以内に実施 ・制度改正や過去の指導事例等が必要と認められ場合に、内容に応じて対象を選定し実施	第30条の3 (第14条準用)
	・全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的・計画的に実施	
監査	下記に該当する情報があり、特に必要と認める場合 ①著しい運営基準違反が確認された場合 ②施設等利用費の請求に著しい不正が疑われる場合 ③意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合 ④勧告、確認の取消し等に該当することが疑われる場合	第58条の8

5

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼特定子ども・子育て支援施設等とは

施設等利用給付費の支給に係る施設又は事業として確認を受けた以下の施設等

対象施設・事業		
施設	①	新制度未移行の幼稚園
	②	特別支援学校の幼稚部
	③	認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)
事業	④	預かり保育事業
	⑤	一時預かり事業
	⑥	病児保育事業
	⑦	子育て援助活動支援事業

④～⑦の事業を行っていない「特定教育・保育施設等」及び「認可外保育施設(企業主導型保育事業に限る)」は、確認監査の対象となりません。

6

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼松山市が実施する複数の指導監査について(早見表)

特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る実地指導は、市が実施する児童福祉法等に基づく施設監査・立入調査や子ども・子育て支援法に基づく確認監査等と同時に行います。

施設等区分	事業実施状況	施設監査・立入調査	確認監査	
			特定教育	特定子ども
・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・保育所型認定こども園 ・小規模保育事業 ・事業所内保育事業	P2④～⑦の事業 実施	○	○	○
	P2④～⑦の事業 未実施	○	○	×
・幼稚園(新制度) ・幼稚園型認定こども園	P2④～⑦の事業 実施	×	○	○
	P2④～⑦の事業 未実施	×	○	×
・認可外保育施設	企業主導型保育事業を除く	○	×	○
	企業主導型 保育事業	P2④～⑦の事業 実施	○	○
		P2④～⑦の事業 未実施	○	×
・幼稚園(新制度未移行) ・病児保育事業のみ	—	×	×	○

※幼稚園、幼稚園型認定こども園の施設監査は県が実施

7

特定子ども・子育て支援施設等への確認監査について

▼実地指導の確認項目

「子ども・子育て支援法」等に基づき、下記の7項目について確認を行います。

項目	基準(※)	着眼点	確認する資料(例)
①教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	第54条	特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、支援の具体的な内容など必要な記録がされているか。	保育の記録、業務日誌、登降園記録
②利用料及び特定費用の額の受領	第55条	・施設等利用給付認定保護者からの利用料の支払い状況、支払額を適切に管理しているか。 ・特定費用は適切なものであり、金銭の使途等を書面により明確にし、保護者に説明を行い、同意を得ているか。	利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット
③領収書及び提供証明書の交付	第56条	・支払いを受けた場合の領収書を交付しているか。 ・特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しているか。	領収書控、提供証明書控
④保護者に関する市町村への通知	第58条	保護者が不正行為等で施設等利用費の支給を受けたとき等、市町村に通知しているか。	市町村への通知控
⑤子どもを平等に取り扱う原則	第59条	子どもの国籍等により差別的扱いをしていないか。	該当するマニュアル(運営規程など)
⑥秘密保持等	第60条	職員(退職した職員含む)が秘密を漏らさないための措置をとっているか。子どもに関する個人情報の提供に係る同意を得ているか。	就業規則、個人情報に関する誓約書、保護者の同意書
⑦記録の整備	第61条	「子ども・子育て支援提供の記録」、「保護者に関する市町村への通知に係る記録」を5年間保存しているか。	提供の記録、市への通知に関する記録

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

8

監査スケジュールについて

▼令和5年度スケジュール

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幼保連携型認定こども園			私立(7月~10月)							
保育所 (保育所型認定こども園含む)			私立(7月~10月)			公立 (10月~12月)				
幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)								公立、私立 (1月~2月)		
地方裁量型認定こども園								私立 (1月)		
家庭的保育事業等						公立、私立 (10月~12月)				
認可外保育施設			地域保育所(企業主導型を含む) (7月~10月)							

- ・幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等は、「施設監査」、「確認監査」、「業務管理体制検査」を同時に実施。
- ・新制度幼稚園は、「確認監査」、「業務管理体制検査」を同時に実施。(県の施設監査と重複する場合は、上記期間中で県と調整)
- ・新制度未移行幼稚園は、県の施設監査と同時に実施。
- ・認可外保育施設は、「立入調査」、「確認監査」を同時に実施。

9